生活保護を利用している皆さまへ

2026年10月から、生活扶助の金額が見直しとなる世帯があります。

Q．生活扶助費はなぜ見直しされるの？

生活保護費としてお渡ししているお金のうち、毎月の食費や光熱水費など日常生活に必要な費用に充てていただく生活扶助費の金額については、生活保護を利用していない低所得世帯の消費の実態や社会経済情勢等を総合的に判断し、必要に応じて改定しています。

Q．生活扶助費の金額が下がるの？

2026年10月の生活扶助費の見直しでは、**金額は下がりません。**

2023年10月から2026年9月までは、「臨時的・特例的な措置」を実施しましたが、物価上昇などによる生活への影響を踏まえ、2026年10月からも「臨時的・特例的な措置」が実施されます。

① 2022年の検証結果に一定額（１人につき月額2,500円）を上乗せします。

※ただし、入院中や施設入所中の方は1人につき1,000円を上乗せします。

② ①の上乗せをしても、これまでの生活扶助費の金額より下がる場合には、これまでの生活扶助費の金額からは下がらないようにします。

Q．生活扶助費は**すべての世帯で金額が上がるの？**

世帯によっては、生活扶助費の金額が上がらない場合があります。

2022年の検証結果による金額に一定額の上乗せをしても、これまでの生活扶助費の金額から下がってしまう世帯については、これまでの生活扶助費の金額のままとなります。

Q．保護費が1,000円増えると聞いていましたが、変わっていないのはなぜですか？

生活扶助基準額は、「第１類×第１類逓減率＋第２類＋特例加算＋生活扶助本体に係る経過的加算」の計算方法で算出されます。今回の見直しでは、特例加算が1,500円から2,500円に増えましたが、同時に経過的加算も変更になっています。経過的加算は年齢や世帯人数によって異なるため、特例加算の増額と経過的加算の減額により、結果として保護費が変わらない場合があります。

Q．**「臨時的・特例的な措置」**は**いつまで続くの？**

2026年10月から1年間、実施されます。その後の生活扶助費の金額は、その時々の社会・経済の情勢に応じて、改めて検討されることとなります。